

福島再生加速化交付金（水産業共同利用施設復興促進整備事業）実施要綱

令和3年4月1日

第1 通則

福島再生加速化交付金制度要綱（平成26年2月28日付け。府政防第217号・復本第269号・警察庁甲官発第55号・25文科政第89号・厚生労働省発会0228第2号・25食第198号・20140226財地第1号・国官会第2892号・原規監発第1402269号。以下「制度要綱」という。）第2に規定する福島再生加速化交付金のうち、制度要綱第3の8に規定する水産業共同利用施設復興促進整備事業の実施に要する経費に充てるため、国が交付する福島再生加速化交付金（水産業共同利用施設復興促進整備事業）（以下「交付金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）その他の法令、制度要綱及び関連通知のほか、この要綱に定めるところにより行うものとする。

第2 目的

交付金は、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、福島県の水産業の復興に向け、原子力災害の影響を受けている地域において、水揚量の増加等に必要となる水産業共同利用施設の整備を支援することにより、漁業者等の復興の加速化を図ることを目的とする。

第3 定義

水産業共同利用施設復興促進整備事業（法律又は予算制度に基づき別途国の負担又は補助を得て実施するものを除く。以下同じ。）は、第2に規定する目的を達成するため、第4に定めるところにより、福島県又は対象市町村（避難指示・解除区域市町村（福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号。以下「法」という。）第33条第1項に規定する「避難指示・解除区域市町村」をいう。以下同じ。）、いわき市、相馬市又は新地町）が作成した同項に規定する水産業共同利用施設復興促進整備事業計画（以下「水産業共同利用施設復興促進整備事業計画」という。）に基づく事業又は事務をいう。

第4 水産業共同利用施設復興促進整備事業計画の作成及び提出

1 水産業共同利用施設復興促進整備事業計画の作成主体

福島県又は対象市町村は、単独又は共同で水産業共同利用施設復興促進整備事業計画を作成する。

2 対象地域

水産業共同利用施設復興促進整備事業計画の作成の対象となる地域は、避難指示・解除区域市町村、いわき市、相馬市又は新地町とする。

3 水産業共同利用施設復興促進整備事業計画の提出

交付金を充てて水産業共同利用施設復興促進整備事業を実施しようとする福島県又は対象市町村は、次に掲げる事項を記載した水産業共同利用施設復興促進整備事業計画（様式1-1、1-2、1-3及び1-4）を作成し、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

内閣総理大臣は、水産業共同利用施設復興促進整備事業計画の提出を受けた場合には、水産業共同利用施設復興促進整備事業を所管する農林水産大臣に回付するものとする。

- ① 計画の区域
- ② 水産業共同利用施設復興促進整備事業に関する目標
- ③ 事業概要及び地域の水産業共同利用施設復興促進整備事業との関係
- ④ 水産業共同利用施設復興促進整備事業に要する費用
- ⑤ 水産業共同利用施設復興促進整備事業の実施主体
- ⑥ その他必要な事項

4 計画期間

水産業共同利用施設復興促進整備事業計画に記載する計画期間は、原則、令和3年度から令和7年度までのうち、福島県又は対象市町村が設定するものとする。ただし、事業ごとの性質又は避難指示等に伴い復興・再生に遅れが生じている地域の状況に鑑み、内閣総理大臣が特に必要があると認める場合には、この規定によらず個別に定めることができる。

5 水産業共同利用施設復興促進整備事業計画の添付書類

水産業共同利用施設復興促進整備事業計画には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- ① 水産業共同利用施設復興促進整備事業を実施する場所を明らかにした図面

- ② 水産業共同利用施設復興促進整備事業に要する費用の算出に係る基礎資料
- ③ 水産業共同利用施設復興促進整備事業の実施に係る工程表（i 法手続・許認可等、ii 地域等の合意形成、iii 調査・測量・設計、iv 用地買収、v 工事、vi その他必要な事項について記載した月次工程表）（参考様式）

6 水産業共同利用施設復興促進整備事業計画に位置付ける事業に関する留意事項

福島県又は対象市町村は、水産業共同利用施設復興促進整備事業計画を作成するに当たり、地域の再生の加速化のために真に必要なかつ有効な事業又は事務を選択するとともに、その実施方法についても適切かつ効率的なものとなるよう努めることとする。

7 水産業共同利用施設復興促進整備事業計画の変更

福島県又は対象市町村は、水産業共同利用施設復興促進整備事業計画について、次に掲げる変更を行う場合には、速やかに、変更後の水産業共同利用施設復興促進整備事業計画を様式2に添えて内閣総理大臣に提出しなければならない。

- ① 水産業共同利用施設復興促進整備事業計画の新設又は廃止を申請する場合
- ② 水産業共同利用施設復興促進整備事業計画のいずれかの事業又は事務について、水産業共同利用施設復興促進整備事業計画における計画期間全体を通じた総交付対象事業費を増額する場合
- ③ 交付決定単位又は水産業共同利用施設復興促進整備事業計画ごとの交付金交付額の変更を申請する場合
- ④ 第11の1に規定する年度間の調整及び第11の2に規定する事業間の流用を行う場合（その際には、変更後の水産業共同利用施設復興促進整備事業計画の提出に併せ、様式3を添付することとする。）
- ⑤ その他の変更の場合

第5 水産業共同利用施設復興促進整備事業

福島県又は対象市町村は、基幹事業及びこれと関連して実施される効果促進事業等のうち、水産業共同利用施設復興促進整備事業計画に定めた目標を実現するために必要となる効果的かつ効率的な事業又は事務を水産業

共同利用施設復興促進整備事業計画に記載する。その際、原子力災害による水産業への影響と水産業共同利用施設整備のために必要となる事業又は事務との関係について、水産業共同利用施設復興促進整備事業計画に記載するものとする。

1 基幹事業

(1) 対象事業

基幹事業は水産業共同利用施設復興促進整備事業とする。

(2) 事業要件

基幹事業は、農林水産大臣が交付要綱等に定める要件を満たす事業とする。

(3) 交付額

基幹事業の交付額は次のとおりとする。

基幹事業の交付額 = A + B

A：基幹事業の交付対象事業費(a)に、基本国費率(b)を乗じて得られる額(a×b)

B：基幹事業の交付対象事業費(a)から、A及び福島県又は対象市町村以外の者(民間事業者等)が負担する額(c)を減じた額に1/2を乗じて得られる額((a-A-c)×1/2)

(a)、(b)及び(c)は、農林水産大臣が交付要綱等で定めるものとする。

2 効果促進事業等

(1) 対象事業

効果促進事業等は、基幹事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務とする。ただし、原則として、次に該当する事業又は事務は除く。

- ① 事業実施主体の運営に必要な人件費、賃借料その他の経常的な経費への充当を目的とする事業又は事務
- ② 別途国の負担又は補助を得て実施する事業又は事務
- ③ 個人・法人の負担に直接充当する事業又は事務及び専ら個人・法人の資産を形成するための事業又は事務

なお、内閣総理大臣は、効果促進事業等に関する配分計画を作成するに当たっては、効果促進事業等が福島県又は対象市町村がその創意工夫を發揮して、その区域の特性に即して自主的かつ主体的に実施さ

れることに十分に配慮しつつ、当該事業の公益性及び国が実施する他の施策との整合性を勘案する。

(2) 基幹事業との関連性

効果促進事業等の実施を要望する福島県又は対象市町村は、水産業共同利用施設復興促進整備事業計画において、実施される効果促進事業等と基幹事業との関連性を合理的に説明することとする。

(3) 交付の対象となる事業費の総額及び交付金の交付額

- ① 効果促進事業等の事業費の総額は、水産業共同利用施設復興促進整備事業計画ごとに基幹事業の交付対象事業費から福島県又は対象市町村以外の者（民間事業者等）が負担する額を減じた額に、0.35 を乗じて得られる額を上限とし、福島県又は対象市町村ごとに算定する。

なお、上記福島県又は対象市町村ごとの効果促進事業等の算定に当たっては、関連する基幹事業の実施主体にかかわらず、効果促進事業等の事業費の交付を受ける福島県又は対象市町村の効果促進事業等の事業費を合計する。

- ② 効果促進事業等の交付額は、当該事業の事業費に $8/10$ を乗じて得られる額とする。

(4) 配分の弾力化

第5の2の(3)の規定にかかわらず、内閣総理大臣は、効果促進事業等に関する交付金の配分に当たっては、福島県又は対象市町村のニーズや事業の進捗状況等を勘案し、次の場合には、弾力的に対応するものとする。

- ① 避難指示・解除区域市町村等の規模が小さく、基幹事業費が少額である場合など、第5の2の(3)の規定により算定される上限額を超えて効果促進事業等に関する交付金を交付する必要があると認められる場合
- ② 福島県又は対象市町村が共同で水産業共同利用施設復興促進整備事業計画を作成する場合であって、両者が合意の上で、両者の効果促進事業等に関する交付金の額を合計した額が両者の効果促進事業等の交付の上限となる額を合計した額を超えない範囲内において、福島県又は対象市町村に対し効果促進事業等の交付の上限となる額を超えて、交付金を交付することを求める場合

第6 配分計画の作成

内閣総理大臣は、福島県又は対象市町村から水産業共同利用施設復興促進整備事業計画の提出を受けた場合には、水産業共同利用施設復興促進整備事業に要する経費について農林水産省へ予算の移替えを行うため、農林水産大臣と協議し、水産業共同利用施設復興促進整備事業の実施に要する交付金の額を明らかにして、予算の範囲内で配分計画を作成する。

内閣総理大臣は、配分計画の作成に当たっては、福島県又は対象市町村における水産業共同利用施設復興促進整備事業の必要性、効率性、事業実施の確実性及び進捗状況等を勘案するものとする。

第7 交付可能額の通知

内閣総理大臣は、水産業共同利用施設復興促進整備事業計画を提出した福島県又は対象市町村に対し、第6で作成した配分計画に基づき、交付可能額を通知するものとする。

第8 交付金予算の移替え

内閣総理大臣は、第6により作成した配分計画に基づき、農林水産大臣と連名で財務大臣の承認を得て、交付金の予算を農林水産省へ移し替えるものとする。

第9 交付決定単位

交付決定単位は、福島県又は対象市町村ごととする。

第10 交付申請

第7により交付可能額の通知を受けた福島県又は対象市町村は、農林水産大臣が定める交付要綱等に基づき、内閣総理大臣を経由し、農林水産大臣に対して交付の申請を行うものとする。

なお、福島県又は対象市町村が複数の水産業共同利用施設復興促進整備事業計画に基づく交付可能額の通知を受けた場合には、水産業共同利用施設復興促進整備事業計画ごとに交付申請を行うことを要せず、まとめて交付申請

を行うことができる。

第11 交付金の執行

1 年度間の調整

福島県又は対象市町村は、水産業共同利用施設復興促進整備事業を実施する場合において、当該水産業共同利用施設復興促進整備事業の進捗に遅れが生じた場合には、当該年度に実施した事業費の額を上限として、基幹事業については第5の1の(3)により算定される交付額を超えて、効果促進事業等については第5の2の(3)により算定される交付額を超えて、当該年度に交付された交付金の全てを充当することができるものとし、次年度以降受けようとする交付額を調整するものとする。

ただし、事業完了時点において水産業共同利用施設復興促進整備事業に充当した交付額の総額は、計画終了時点において水産業共同利用施設復興促進整備事業の実施に要した交付対象事業費の実績額に対して、第5の1の(3)又は第5の2の(3)の規定により算定される交付額の総額を超えないものとする。

2 事業間の流用

福島県又は対象市町村は、水産業共同利用施設復興促進整備事業を実施するに当たり、同一の交付決定の範囲内においては、経費の配分を変更し、事業間の流用を行うことができる。

3 交付決定前の着手

(1) 交付可能額通知後の交付決定前の着手

福島県又は対象市町村は、交付可能額の通知を受けた後、交付申請及び交付決定の前に水産業共同利用施設復興促進整備事業に着手する必要がある場合には、その理由を記載した交付金交付決定前着手申請書(様式4)を内閣総理大臣を経由して農林水産大臣に提出し、その承認を受けて着手することができるものとする。

(2) 交付可能額通知前の交付決定前の着手

福島県又は対象市町村は、やむを得ない事由により、交付可能額の通知を受ける前に、水産業共同利用施設復興促進整備事業に着手する必要がある場合には、その理由を記載した交付金交付決定前着手申請書(様式5)を内閣総理大臣及び内閣総理大臣を経由し農林水産大

臣に提出し、その承認を受けて着手することができるものとする。

(3) 交付決定前の着手に関する留意事項

交付金交付決定前着手申請書の提出を受けた内閣総理大臣及び農林水産大臣は、速やかに承認の可否を判断し、農林水産大臣にあっては内閣総理大臣を経由して福島県又は対象市町村にその結果を通知するものとする。なお、福島県又は対象市町村は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知した上で当該水産業共同利用施設復興促進整備事業に着手するものとする。

4 費用の縮減

福島県又は対象市町村は、水産業共同利用施設復興促進整備事業の実施に当たっては、水産業共同利用施設復興促進整備事業の実施に要する費用の縮減に積極的に取り組むものとする。

第12 適正化法の特例

1 実績報告

適正化法第14条の規定による実績報告（事業又は事務の廃止に係るものを除く。）は、水産業共同利用施設復興促進整備事業ごとに行うことを要しないものとし、福島県又は対象市町村は、内閣総理大臣を経由し、農林水産大臣に対し、交付決定単位ごとに、全ての水産業共同利用施設復興促進整備事業が完了した場合、又は、交付の決定等に係る国の会計年度が終了した場合に、実績報告を行うものとする。

2 補助金等の額の確定等

適正化法第15条の規定による交付すべき額の確定は、農林水産大臣が、水産業共同利用施設復興促進整備事業に係る交付金として交付すべき額の総額を交付決定単位ごとに確定する。

第13 水産業共同利用施設復興促進整備事業計画の実績等に関する評価及び公表

1 水産業共同利用施設復興促進整備事業計画の公表

福島県又は対象市町村は、水産業共同利用施設復興促進整備事業計画を内

閣総理大臣に提出し交付可能額の通知を受けた後、速やかに、交付可能額通知を踏まえ修正した水産業共同利用施設復興促進整備事業計画を内閣総理大臣に提出した上で公表するものとする。第4の7の水産業共同利用施設復興促進整備事業計画の変更を行った場合においても、速やかに変更後の水産業共同利用施設復興促進整備事業計画を公表するものとする。

なお、内閣総理大臣、福島県又は対象市町村は、修正前の水産業共同利用施設復興促進整備事業計画を公表することができるものとする。

2 水産業共同利用施設復興促進整備事業計画の進捗状況の報告及び公表

福島県又は対象市町村は、交付金の交付を受けた年度の翌年度から水産業共同利用施設復興促進整備事業計画の期間の終了の日の属する年度（以下「計画終了年度」という。）までの毎年度の内閣総理大臣が指定する日までに、水産業共同利用施設復興促進整備事業計画の進捗状況を把握し、様式6により、水産業共同利用施設復興促進整備事業計画の進捗状況を内閣総理大臣に報告するとともに、公表するものとする。

3 水産業共同利用施設復興促進整備事業計画の実績に関する評価及び公表

福島県又は対象市町村は、内閣総理大臣が別に定めるところにより、計画終了年度の翌年度の12月末日までに、当該計画に掲げる目標の達成状況及び水産業共同利用施設復興促進整備事業計画の実施状況に関する調査及び分析を行い、当該計画の実績に関する評価を行う。当該評価については、内閣総理大臣に報告するとともに、公表するものとする。福島県又は対象市町村は、本項の評価の実施に当たっては、評価の透明性、客観性、公正性を確保するように努めるものとする。

4 公表の方法

福島県又は対象市町村は、公表に当たってはインターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。

第14 必要事項の報告及び資料の提出

内閣総理大臣は、福島県又は対象市町村に対し、適正化法その他の法令及びこの要綱の施行のために必要な限度において、報告又は資料の提出を求めることができるものとする。

第 15 関係行政機関の連携強化

内閣総理大臣及び農林水産大臣は、情報の共有を図るなど相互に連携協力し、水産業共同利用施設復興促進整備事業を実施する福島県又は対象市町村に対し、当該水産業共同利用施設復興促進整備事業の円滑な実施に関する必要な情報の提供、助言その他の援助を行うものとする。

第 16 指導監督交付金

- 1 国は、福島県が行う対象市町村に対する指導監督事務に要する費用として、福島県に対し指導監督交付金を交付することができる。
- 2 前項の交付金を交付する場合には、内閣総理大臣は指導監督交付金に係る配分計画を作成するものとする。

第 17 その他

その他水産業共同利用施設復興促進整備事業の要件、交付金の交付の手續、交付金の経理その他の必要な事項については、農林水産大臣が定める交付要綱等による。なお、内閣総理大臣を経由して農林水産大臣に対し交付金の交付に関する書類を提出する場合の手續については、別紙に定めるところによる。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

福島県又は対象市町村が国に水産業共同利用施設復興促進整備事業の交付に関する書類を提出する場合等の手続について

(内閣総理大臣に書類を提出する場合の手続)

- 第1 福島県又は対象市町村は、以下に掲げる書類を内閣総理大臣に提出しようとするときは、復興庁本庁に提出するものとする。
- 1 実施要綱第4の3に規定する水産業共同利用施設復興促進整備事業計画
 - 2 実施要綱第4の7に規定する変更後の水産業共同利用施設復興促進整備事業計画
 - 3 実施要綱第13の1に規定する修正後の水産業共同利用施設復興促進整備事業計画
 - 4 実施要綱第13の2に規定する水産業共同利用施設復興促進整備事業計画の進捗状況
 - 5 実施要綱第13の3に規定する水産業共同利用施設復興促進整備事業計画の実績に関する評価
 - 6 実施要綱第14に規定する報告又は資料
 - 7 その他の福島県又は対象市町村が内閣総理大臣に提出する水産業共同利用施設復興促進整備事業に関する書類

(交付可能額の通知に関する手続)

- 第2 内閣総理大臣は、実施要綱第7の規定に基づき、交付可能額を通知しようとするときは、復興庁を経由して、これを通知するものとする。

(内閣総理大臣を経由して農林水産大臣に書類を提出する場合の手続)

- 第3 福島県又は対象市町村は、水産業共同利用施設復興促進整備事業の交付に関する書類を農林水産大臣に提出しようとするときは、別紙様式を添付の上、復興庁本庁を経由して提出しなければならない。

(内閣総理大臣を経由して提出しなければならない書類)

- 第4 福島県又は対象市町村は、別表に掲げる水産業共同利用施設復興促進整備事業の交付に関する書類を農林水産大臣に提出しようとするときは、内閣総理大臣を経由してこれを提出しなければならない。また、その際には、前条の規定に基づき、復興庁本庁を経由するものとする。

(交付決定の通知に関する手続)

第5 農林水産大臣は、交付要綱に基づき、内閣総理大臣を経由して福島県又は対象市町村に対して交付決定通知書、交付額確定通知書その他の書類を送付しようとするときは、復興庁本庁を経由して、これを送付するものとする。

(別表) 内閣総理大臣を経由して提出しなければならない書類 (第4関係)

内閣総理大臣を経由して農林水産大臣に提出しなければならない書類
<ul style="list-style-type: none">・適正化法第5条の規定に基づく交付の申請書及び変更交付申請書・適正化法第9条に基づく交付申請の取下げに係る書類・福島再生加速化交付金交付決定前着手申請書 (実施要綱第11の3)・適正化法第12条に基づく状況報告に係る書類・適正化法第14条に規定する実績報告に係る書類・その他制度要綱、交付要綱において内閣総理大臣を経由して提出するものとされた書類

(別紙様式)

年 月 日

内閣総理大臣 殿

福島県又は対象市町村の長の氏名

水産業共同利用施設復興促進整備事業に関する書類の農林水産大臣への
提出について

福島再生加速化交付金(水産業共同利用施設復興促進整備事業)実施要綱第17
の規定に基づき、下記の書類を農林水産大臣まで提出願います。

記

1. 交付申請書(農林水産大臣宛て)

(様式1-1)

年 月 日

内閣総理大臣 殿

福島県又は対象市町村の長の氏名

水産業共同利用施設復興促進整備事業計画の提出について

福島再生加速化交付金（水産業共同利用施設復興促進整備事業）実施要綱第4の規定に基づき、水産業共同利用施設復興促進整備事業計画（令和～年度）を提出します。

※以降に、計画の区域、水産業共同利用施設復興促進整備事業に関する目標、事業概要及び地域の水産業共同利用施設復興促進整備事業との関係、水産業共同利用施設復興促進整備事業に要する費用、水産業共同利用施設復興促進整備事業の実施主体、その他必要な事項を簡潔に記載願います。

(別 紙)

計画区域

※計画の区域及び事業を実施する場所がわかる図面を添付してください。

(様式1-2)

市(町村) 水産業共同利用施設復興促進整備事業計画 水産業共同利用施設復興促進整備事業

令和 年 月 時点
(単位:千円)

No.	事業番号 (注1)	事業名 (注2)	地区名 施設名	交付 団体	事業 実施 主体	直接/間接	総交付対象 事業費 (注3)	うち、福島県又 は対象市町村 以外の者が負 担する額を減じ た額	各年度の交付対象事業費 (注4)					全体事業費 (注5)	全体事業 期間	備 考(注6)			
									令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度						
1	-	-					(0) 0 <0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	~			
2	-	-					(0) 0 <0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	~		
3	-	-					(0) 0 <0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	~		
4	-	-					(0) 0 <0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	~		
5	-	-					(0) 0 <0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	~		
6	-	-					(0) 0 <0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	~		
7	-	-					(0) 0 <0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	~		
8	-	-					(0) 0 <0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	~		
9	-	-					(0) 0 <0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	~		
10	-	-					(0) 0 <0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	~		
合 計							(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	
(うち市町村交付分)							(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>
(うち県交付分)							(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>
(うち地方公共団体の組合 交 付 分)							(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>
(うち基幹事業)							(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>
(うち効果促進事業等)							(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>

県名	担当部署名(注7)	担当者氏名(注7)
市町村名(注7)	電話番号(注7)	メールアドレス(注7)
地方公共団体の組合名(注7)		

(注1)「事業番号」は、基幹事業については、「(同一事業計画中の同種の事業の通し番号)」、効果促進事業等については、「◆(基幹事業ごとの通し番号)」となるよう記載する。
(注2)「事業名」は実施する事業の内容がわかるように任意の名称を記載する。
(注3)「総交付対象事業費」は、「交付期間」を通じての全ての事業費を記載する。
(注3、4)上段()書きは、前回までに配分された額を記載し、中段には今回申請する額を記載する。なお、下段< >書きについては、自動計算される。
(注4)各年度の交付対象事業費(中段)のうち、様式1-4で提出された年度の値が配分(申請)に係る交付対象事業費となる。
(注5)「全体事業費」は、「全体事業期間」を通じての全ての事業費を記載する。
(注6)年度間調整又は事業間流用を行った場合には、「備考」に年度間調整又は事業間流用を行った旨、その時期及び額を記載する。なお事業間流用を行う場合には、流用する(流用される)事業名も合わせて記載する。
(注7)共同で作成する場合においては、「担当者氏名」等は共同で作成する福島県又は対象市町村の担当者を並べて記載する。

(様式 1-3)

福島県 (市 (町村)) 水産業共同利用施設復興促進整備事業計画 水産業共同利用施設復興促進整備事業個票

令和 年 月 時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.		事業名		事業番号	
交付団体			事業実施主体 (直接/間接)		
総交付対象事業費		(千円)	全体事業費		(千円)
水産業共同利用施設復興促進整備事業に関する目標					
事業概要					
※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください					
当面の事業概要					
<令和 年度>					
<令和 年度>					
地域の水産業共同利用施設復興促進整備事業との関係					
関連する事業の概要					

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式1-4)

市(町村)水産業共同利用施設復興促進整備事業計画 令和 年度 水産業共同利用施設復興促進整備事業

省庁名: 省

令和 年 月 時点

※本様式は農林水産大臣が交付する事業等ごとに作成してください。

(単位:千円)

No.	事業番号 (注1)	事業名 (注2)	地区名 施設名	交付 団体	事業 実施 主体	直接/間接	基本 国費率 (a) (注3)	当該年度(注4)			年度間調整額(注5) (該当する場合のみ記載)		備 考
								交付対象事業費 (b)	交付対象事業費のうち、 福島県又は対象市町村 以外の者が負担する額 を減じた額 (c)	うち交付金交付額 基幹事業の場合 (d)=a×b+(c-a×b)/2 (注6) 効果促進事業等の場合 (d)=0.8c	年度間 調整額 (国費) (e)	調整後の 交付金 交付額 (f)=d-e	
											<0>		
											<0>		
											<0>		
											<0>		
											<0>		
											<0>		
							合計額	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	
								0	0	0	0	0	
								<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	

県名		担当部局名		担当者氏名	
市町村名		電話番号		メールアドレス	
地方公共団体の組合名					

(注1)「事業番号」は、基幹事業については、「(同一事業計画中の同種の事業の通し番号)」、効果促進事業等については、「◆(基幹事業ごとの通し番号)」となるよう記載する。
(注2)「事業名」は実施する事業の内容がわかるように任意の名称を記載する。
(注3)「基本国費率」は、農林水産大臣が定める交付要綱に規定される国費率を指す。(福島再生加速化交付金(水産業共同利用施設復興促進整備事業)実施要綱第5の1の(3)におけるbと同様)
(注4、5)上段()書きは、前回までに配分された額を記載し、中段には今回申請する額を記載する。なお、下段< >書きについては、自動計算される。
(注5)「年度間調整額」の(国費)(e)は、前年度に福島再生加速化交付金(水産業共同利用施設復興促進整備事業)実施要綱第4の7の④に該当した場合に記載する。
(注6)農林水産大臣が定める交付要綱において、交付額の算定方法が定められている場合には、その規定に基づき算定すること。

(様式2)

年 月 日

内閣総理大臣 殿

福島県又は対象市町村の長の氏名

水産業共同利用施設復興促進整備事業計画の変更について

令和 年 月 日付けで提出した福島県（ 市（町村））水産業共同利用施設復興促進整備事業計画について、福島再生加速化交付金（水産業共同利用施設復興促進整備事業）実施要綱第4の7の規定に基づき、別添のとおり変更するので提出します。

(様式4)

年 月 日

農林水産大臣 殿

福島県又は対象市町村の長の氏名

令和 年度福島再生加速化交付金（水産業共同利用施設復興促進整備事業）交付決定前着手申請書

令和 年 月 日付け で交付可能額通知を受けた福島県（ 市（町村））水産業共同利用施設復興促進整備事業計画に基づく下記事業について、別記条件を了承の上、交付金交付決定前に着手したいので提出します。

記

- 1 水産業共同利用施設復興促進整備事業計画の名称
- 2 事業名
- 3 事業費
- 4 事業実施主体
- 5 着手予定年月日
- 6 交付決定前着手を必要とする理由

別記条件

福島県又は対象市町村は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知した上で当該水産業共同利用施設復興促進整備事業に着手するものとする。

(様式5)

年 月 日

内閣総理大臣 殿（農林水産大臣 殿）

福島県又は対象市町村の長の氏名

令和 年度福島再生加速化交付金（水産業共同利用施設復興促進整備事業）交付決定前着手申請書

下記事業について、別記条件を了承の上、交付金交付決定前に着手したいので提出します。

記

- 1 水産業共同利用施設復興促進整備事業計画の名称
- 2 事業名
- 3 事業費
- 4 事業実施主体
- 5 着手予定年月日
- 6 交付決定前着手を必要とする理由

別記条件

福島県又は対象市町村は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知した上で当該水産業共同利用施設復興促進整備事業に着手するものとする。

(様式6)

年 月 日

内閣総理大臣 殿

福島県又は対象市町村の長の氏名

令和 年度水産業共同利用施設復興促進整備事業計画の進捗状況の報告について

令和 年度水産業共同利用施設復興促進整備事業計画について福島再生加速化交付金（水産業共同利用施設復興促進整備事業）実施要綱第13の2の規定に基づき、別添のとおり進捗状況を報告します。

(参考様式)

福島県()市(町村))福島再生加速化交付金事業計画 福島再生加速化交付金事業等工程表(令和 年度)
令和 年 月現在

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

交付団体	No.	事業番号	事業名				事業実施主体	備考
			令和 年度					
項目	第1四半期		第2四半期		第3四半期		第4四半期	
法定手続き・許認可等								
地域等の合意形成								
調査・測量・設計								
用地買収								
工事								
その他(議会等)								

(注)上記項目について、実施予定時期を矢印で示してください。(なお、項目に該当するものがない場合は当該項目は記載する必要はありませんが、他の項目があれば、適宜書き換えて記載してください。)

(注)同一項目で複数の記載事項がある場合はずらして記載してください。

(注)当該年度末までに終わらないものや、それ以降に実施するものについては、備考欄に終了時期や実施時期を記載してください。